

久喜市議会
平成28年6月定例会
議員提出議案

議 案 目 録

議員提出第 1 号	久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を 改正する条例	1
決議第 1 号	埼玉県済生会栗橋病院における高度急性期診療部門 の加須市への移転計画の白紙撤回を求める決議	2
意見第 3 号	地域医療提供体制の確保を求める意見書	4
意見第 4 号	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書	6
意見第 5 号	駅利用者等の安全安心確保のため駅有人化を求める 意見書	8
意見第 6 号	給付型奨学金制度の創設を求める意見書	10

議員提出第 1 号

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年 6 月 20 日

提出者 久喜市議会議員
岡崎 克巳
岸 輝美
杉野 修
猪股 和雄

久喜市議会議長 柿沼 繁男 様

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 24 年久喜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により策定する久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議決事項の追加に伴い、この案を提出するものであります。

決議第 1 号

埼玉県済生会栗橋病院における高度急性期診療部門の加須市への移転計画の
白紙撤回を求める決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年 6 月 20 日

提出者 久喜市議会議員

岡 崎 克 巳
杉 野 修
川 辺 美 信
井 上 忠 昭

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

埼玉県済生会栗橋病院における高度急性期診療部門の加須市への移転計画の
白紙撤回を求める決議

済生会栗橋病院は、平成元年 7 月の開院以来、旧栗橋町は勿論のこと、近隣地域を含む埼玉県東北部や茨城県西部における地域医療を一身に担ってきて頂いた。合併後の久喜市においても、現実的には医療の厳しい現実があるなかで、済生会栗橋病院にはこれまでの期間、さまざまな機能強化を図りながら、より高度な急性期医療を担って頂き、平成 23 年 12 月には地域救急センターを開設して、第三次救急・救命救急センター化を目指しているところである。

このような中、平成 28 年 3 月 23 日、久喜市と久喜市議会に初めて、また 4 月 6 日には久喜市に再度病院長が訪問をされ、築 30 年を迎える本館病棟の老朽化を理由とした建替えのためと、加須市からの要望に基づいて、加須市に高度急性期医療、急性期疾患に対する一部医療機能の移転についての説明があったが、これよりさきの 3 月 15 日には加須市との間に覚書を結び、3 月 17 日に加須市議会全員協議会の場において、そのことの報告がされており、まさに久喜市及び久喜市議会には事後報告に過ぎないものであった。

さらには埼玉県済生会の副会長でもある久喜市長に事前に知らせない状態で、このような大事を進めるようなことは、まさにこれまで、出来る限りの支援をしながら、ともに築いてきた信頼関係を大きく損なうものであって、承服し兼ねると同時に、突然のこのような発表は、所在地域や周辺の住民に対しての不安や戸惑いに繋がるものとなる。

久喜市議会としては、済生会栗橋病院における高度急性期診療部門の加須市への移転計画を白紙撤回し、現在地または現在地周辺において新病棟を開設することを求める。同時に、診療科目の充実をしながら地域医療の推進役を担って頂き、早期に第3次救急・救命救急センターへ移行が出来るよう努力を続け、救急医療に対する機能の充実、強化をして頂けることを求める。

以上決議する。

久 喜 市 議 会

意見第 3 号

地域医療提供体制の確保を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年 6 月 20 日

提出者 久喜市議会議員
園 部 茂 雄
岡 崎 克 巳
杉 野 修
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

地域医療提供体制の確保を求める意見書

埼玉県は全国の中でも急速な高齢化が見込まれているが、平成 26 年 12 月末時点において医療施設に従事する人口 10 万対医師数は 152.8 人で依然として全国最下位（調査開始以来 32 年連続）となっている。

そして、人口 10 万人対病院病床数も、平成 26 年 10 月 1 日時点で 857.3 床と全国平均 1,234 床と大きく下回る状況となっている。最も多い都道府県と比べると、医師数は約 2 分の 1、病床数は約 3 分の 1 であり、本県にとって、このような地域における医師や看護師及び病床の偏在は深刻な問題である。加えて、周産期、小児救急、救急医療体制を確保するため、産科、小児科、救急等を担当する特定分野の医師の確保も課題となっている。

このような状況の中、埼玉県では総合医局機構を設置し、医師確保対策等を推進するとともに、国への働きかけにより、1,502 床の増床が可能となり、大学附属病院の誘致を進めているところである。

しかし、埼玉県は久喜市を含む利根医療圏に第三次救急医療体制を整備するため、済生会栗橋病院に 3 次救急を担う救命救急センターの施設整備を行ったが、救命医の確保が困難なことから、救命救急センターとしての実現に至っていない。

医師や看護師及び病床は地域的に偏在しており、医学部定員、臨床研修制度、基準病床数、診療報酬体系等は国の政策と密接に関係するものであり、広域的な調整も必要となることから、引き続き国において各地域の医療需要を踏まえた対策を推進することが求められる。

よって、国においては、地域における医療提供体制を確保していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 医師や看護師及び病床の地域偏在の是正対策を推進するとともに、産科等の医師確保が困難な診療科の処遇改善等の対策を講じること。また、今後、予定されている新たな専門医制度については、医師の偏在是正に資するものとする。
- 2 医療提供体制整備を計画的に進めるために医療提供体制推進事業費補助金や地域医療介護総合確保基金の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 あて
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

意見第 4 号

骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年 6 月 20 日

提出者 久喜市議会議員
丹野 郁夫

賛成者 久喜市議会議員
杉野 修
川辺 美信
戸ヶ崎 博

久喜市議会議長 柿沼 繁男 様

骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髓移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髓等の提供を呼び掛ける骨髓バンク事業は、公益財団法人日本骨髓バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髓バンク事業において、平成 28 年 2 月現在のドナー登録者数は 45 万人を超え、患者との HLA 適合率は 9 割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは 6 割未満に留まっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、様々な要因による。

骨髓バンク事業では、骨髓等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髓等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髓バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われている。

しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髓等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

よって、政府に対し、骨髓移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
- 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あて
厚 生 労 働 大 臣

意見第 5 号

駅利用者等の安全安心確保のため駅有人化を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年 6 月 20 日

提出者 久喜市議会議員
杉 野 修
石 田 利 春
渡 辺 昌 代

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

駅利用者等の安全安心確保のため駅有人化を求める意見書

久喜市内の JR 東日本の駅は 3 駅です。そのうち東鷲宮駅と栗橋駅では 2016 年 3 月から改札窓口係員の人員体制が変更され、始発電車から 6 時 30 分頃までは無人駅になっています。

無人駅の利用者への対応は、管理する有人駅である久喜駅駅員が行っており、介助が必要な場合は、事前連絡かインターフォンにより駅員を呼ぶこととされ即時の対応は困難です。

また、緊急時に備えた対応策である有人駅からの制御・監視も、常時体制ではなく、駅係員が他の職務を実施しながら行うものであり、遠隔制御・監視システムの故障やホームでの転落事故等、不測の事態への対応も十分とは言えません。

特に栗橋駅は、東武鉄道との接続駅でもあり、一日の利用者数は 1 万人を超えています。事故が発生した時には、「JR から東武、東武から JR に振替輸送」が行われている駅であり、人員の対応が必要な駅であります。又、最近は相互乗り入れが進み、遅延などで輸送障害が拡大しています。このような状況の中、無人時間帯ができていることにより、駅利用者の利便性、安心・安全性の大幅な低下を招いていることは明らかです。

鉄道は、公共交通として社会的役割が非常に大きく、この駅の安全性が低下することは、鉄道沿線住民や駅利用者、特に障がい者、高齢者、妊婦、子どもをはじめとした、交通弱者に大きな不安を与え、バリアフリー法の趣旨にも反するものです。

よって、国におかれては、利用者の利便性・安全性、地域の安心を確保する観点から、利用者等への即時対応ができるよう、鉄道事業者に対し、駅の有人化対策を講じるよう

指導するとともに、駅利用者及び沿線住民の不安を解消するために、駅無人化問題に対して早急に対策を講じられるよう強く要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

久喜市議会

内閣総理大臣
総務大臣 あて
国土交通大臣

意見第 6 号

給付型奨学金制度の創設を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年 6 月 20 日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
岡 崎 克 巳
杉 野 修

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

給付型奨学金制度の創設を求める意見書

日本国憲法第26条は、全ての国民に「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を保障しており、教育基本法第4条は「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

日本を除くOECD（経済協力開発機構）の加盟国33カ国のうち、大学の授業料が無償の国は17カ国あり、残りの16カ国でも給付型の奨学金が制度化されている。日本の国立大学の初年度納付金の標準額が81万7,800円と高額であるにもかかわらず、国による給付型の奨学金が制度化されていない。

奨学金を利用する学生は増え続けており、2015年度予算では貸与額1兆1139億円で貸与者134万人（大学・大学院・専門学校生の2.6人に1人）であり、上限年利3%の第2種奨学金の貸与者は87万7千人と有利子奨学金が約4分の3を占めている。さらに、無利子奨学金制度では、教育職の返済免除が1998年で廃止になり、大学での研究職の免除が2004年に廃止されている。

就職難や低賃金の不安定・非正規雇用が広がる日本の社会経済状況の中で、無利子の奨学金の返済で14年間、有利子の奨学金の返済では貸与利率3.0%が上乗せされるため20年間かかってしまう。しかも、返済が滞ると10%の延滞金がかかり、卒業後の人生に大きな支障を来す結果となっている。

貸与型奨学金を利用しない理由として「将来の返済が不安」と答えた学生が3分の1に上っているという統計もある。したがって、従来の貸与型奨学金に限らず奨学金制度の拡充が求められている。

まずは、（１）返還免除制度の拡大、（２）所得連動返還型の既卒者への適用、（３）被災学生への緊急経済支援に万全を図ることに取り組み、一刻も早く給付型の奨学金の検討をされたい。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、現行の貸与型奨学金制度の金利引き下げを図り、経済的に苦しい立場にあり、真に学ぶ意欲のある高校生・大学生に対しては、給付型奨学金を早急に創設されるよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣